甲府市中道保育所　重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

１　事業者の運営主体

名称	甲府市
所在地	甲府市丸の内一丁目１８番１号
電話番号	０５５－２３７－１１６１
代表者氏名	甲府市長　樋口雄一

２　利用施設の概要

種別	保育所
名称	甲府市中道保育所
所在地	甲府市下向山町９８８－１
電話番号 ＦＡＸ番号	０５５－２６６－４０３７ ０５５－２６６－４６７７
管理者	所長
開設年月日	昭和４５年４月１日（平成５年４月１日建替）
利用定員	満３歳以上の児童　３９人 満１歳以上満３歳未満の児童　２１人 満１歳未満の児童　５人

３　施設・設備の概要

<table>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td colspan="2">2,４２３．７１㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">園舎</td><td>構造</td><td colspan="2">鉄筋コンクリート</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td colspan="2">７４２．２５㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="8">施設設備</td><td>乳児室・ほふく室</td><td>１室</td><td>つぼみ組（０．１歳児）</td></tr>
<tr><td>保育室</td><td>３室</td><td>すみれ組（２歳児）
ひまわり・ゆり組（３．４歳児）
ばら組（５歳児）</td></tr>
<tr><td>遊戯室</td><td>１室</td><td></td></tr>
<tr><td>調理室</td><td>１室</td><td></td></tr>
<tr><td>調乳室</td><td>１室</td><td></td></tr>
<tr><td>幼児用トイレ</td><td>１５個</td><td></td></tr>
<tr><td>医務室</td><td>１室</td><td></td></tr>
<tr><td>事務室</td><td>１室</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備の種類</td><td colspan="2">プール・冷暖房・屋外遊具・放送設備・ＡＥＤ設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外遊戯場（園庭）</td><td colspan="2">７７６．３３㎡</td></tr>
</table>

４　施設の目的、運営方針

１）　目的　　運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

２）　運営方針

【 保育理念 】　　「 次代を担う子どもたちを育む 」

- 子どもと子育て家庭の笑顔をつくる
- 将来を担う子どもたちの「思いやる心」や「生きる力」など心身ともにすこやかな成長を育む

【 保育方針 】

① 家庭や地域社会との連携を図り、保護者に対する支援や地域の子育て支援等社会的役割を果たす。

② 健康・安全で情緒の安定した環境のもとで、健全な心身の発達の育成を図る。

③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

【 園目標 】　　心身ともにすこやかな子ども

【 年齢別目標 】

０歳児 … 一人ひとりの生活リズムを大切にし、思いや欲求を十分に受け止めてもらいながら安心して過ごす。

１歳児 … 保育士や友だちと好きな遊びを十分に楽しみながら、自分の思いを表現したり関わったりする楽しさを味わう。

２歳児 … 自分の思いを表現しながら友だちとの関わりを広げ、身の回りのことにも興味を持ってやってみようとする。

３歳児 … 友だちや保育士との関わりを通して伝え合う喜びを味わい、生活や活動を意欲的に楽しむ。

４歳児 … 友だちとのつながりを広げる中で共通の目的を持って協力したり、様々な経験を通して楽しんだりしながら自信をつけていく。

５歳児 … 様々な活動や友だちとの関わりを通して、自分らしさを発揮しながら意欲的に自信を持って取り組む。

5 職員体制

施設長	１人 （ 資格： 有 ）
保育士	１２人 （ 常勤： ８人、 非常勤 ４人 ）
調理員	３人 （ 常勤： １人、 非常勤 ２人 ）
看護師	１人 （ 非常勤 ）

6 保育･教育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
ただし、年末年始(１２月２９日から１月３日)及び祝祭日は、休園となります。

7 保育･教育を提供する時間

（1）開所時間　午前7時30分から午後6時30分

（2）保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（3）保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします。

◎ 延長保育の利用にあたっては、別途利用者負担が必要となります。
◎ 保護者の方が門を入った時間を基準とします。

（4）土曜日の保育時間

保育に欠ける場合に限り(入所基準である保育の利用を必要とする理由)、午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

✿ 甲運第一保育所、玉諸保育所、中道保育所に入所されているお子さまを甲運第一保育所で合同保育をいたします。

✿ 給食提供をいたします。

✿ 土曜保育ご利用の場合、土曜保育申請書(年度始め又は初回利用時)と土曜保育利用予定表(毎月)を提出してください。尚、土曜保育予定表は給食発注･職員配置の都合上、前月の20日までに提出してください。

現在１日保育の希望者がいないため中道保育所にて対応していますが、１日保育の希望者がいる場合には全員、甲運第一保育所での合同保育となります。

８ 利用料金及び支払い方法

保育料 （ ０．１．２歳児クラス ）	保護者が居住する市町村が定める利用料 （ 父母両方の市町村民税をもとに算出 ） ※ 口座振替により、市へ直接納付 振替日は各月の末日 （ 金融機関が休業日の場合は、翌営業日が振替日 ）
給食費 （ ３．４．５歳児クラス ）	月額４，９５０円 ※ 支払い方法は、上記の保育料と同様
延長保育料 （保育短時間利用者）	１時間につき２００円 ※ 保育所で徴収し、市へ納付
日本スポーツ共済センター 共済掛け金	年間２４５円 ※ 保育所で徴収し、市へ納付
保護者会費	年間６，０００円（ ４、１０月徴収 ） ※ 保育所で徴収し、保護者会管理

※ 保育料については減免制度がありますので、甲府市役所子ども保育課にご相談下さい。
※ 給食費については減額になる場合もありますので、保育所にお問い合わせ下さい。

９ 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等厳守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

＊ 健 康

◎ 春と秋に嘱託医による健康診断を行います。（ 内科・歯科 ）
✤ 健診当日にやむを得なく欠席する場合は、後日各家庭にて受診し、結果を提出していただきます。嘱託医にて受診する場合は無料です。
◎ 年2回尿検査を行います。
✤ 尿検査は、２回目（予備日）が最終提出となります。提出できなかった場合には、各家庭にて医療機関で検査の上、結果を提出していただきます。（ 自費 ）
◎ 毎月発育測定を行います。
（ 爪や皮膚などの全身状態も合わせて見るため、下着になって測定します ）
◎ 保育の中で衛生指導を行います。
◎ 年齢に応じた基本的生活習慣の確立をしていきます。

＊ 食 事

◎ 食事の正しい習慣を身につけます。
◎ 楽しい雰囲気の中で食事をします。
◎ 離乳食、乳児食を一人ひとりの成長に合わせて調理を行っています。
◎ 自分達で育てた野菜を食べるなど、毎日の給食を通して食べることの大切さを学びます。

◎ 医師の指示書のもと保護者と連携を取りながら、アレルギー除去食も行っています。
◎ 毎月給食検討会を開き、豊富なメニューが用意できるよう心掛けています。

＊ 安 全

◎ 災害時を想定した避難訓練を毎月園児と職員で行っています。(地震、火災、水害、不審者対策)
◎ 保護者メール配信訓練(4月下旬)を実施しています。
◎ 甲府市交通指導員による交通安全教室を年4回行っています。就学時等の交通指導も受けます。
◎ 子ども達が安全に活動できるよう園内の遊具等の点検を毎日行っています。
(業者による点検も年1回実施)
◎ 衛生管理に気をつけています。

＊ 生活とあそび

◎ 異年齢児と関わりを持ちながら、友だちとのつながりを深めています。
◎ 散歩を取り入れ自然に親しみ、興味や関心を育てます。
◎ 絵本、童話、紙芝居等を見たり聞いたりして、想像力を育てます。
◎ 友だちと協力しながら、意欲的に様々な活動をしています。
◎ 歌を歌ったり、リズム楽器を使ったりして表現する楽しさを味わいます。
◎ 戸外で体を動かして元気に遊びます。

＊ その他の保育

◎ 障がい児保育……みんなと一緒に生活することによって多くの刺激を受け、認め合いながら理解を深め、思いやりの心を養います。
◎ 小学校との連携…年長児が小学生との交流を通して就学へ期待が持てるよう、保育所と小学校がそれぞれの立場で理解し合い、情報共有を行っています。

10 給食について

＜ 給食の提供にあたって ＞

・ 自園調理　・給食検討会　・献立表の配布　・地産地消の推進　・食育の取り組み

＜ アレルギー対応について ＞

・ 食物アレルギー疾患生活管理指導表の提出。
(6ヶ月ないし1年に1回、医師の診断を受けてください)
・ 指示書に従って、除去食(原則的には完全除去)及び代替食の提供。
・ 除去食の解除にあたっては医師の診断後、ご家庭で5回以上喫食し、異常がない場合は解除申請書(保護者記入)の提出をお願いしています。

＜デイリープログラム＞

時間	0歳児 （つぼみ）	1歳児 （つぼみ）	2歳児 （すみれ）	3歳以上児 （ひまわり・ゆり・ばら）
7:30	早出保育（早番の部屋で異年齢児保育）			
8:30	≪順次登所≫ ・視診 ・検温 ・ふれあい遊び ※オムツ交換 ・（月齢によって） 睡眠、授乳 ・手洗い ≪朝の会≫ ・挨拶・手遊び・うた	≪順次登所≫ ・視診 ・検温 ≪自由遊び≫ ※オムツ交換・排泄 ・手洗い・うがい （後半） ≪朝の会≫ ・挨拶・手遊び・うた	≪順次登所≫ ・視診 ・検温 ・持ち物の身支度 ≪自由遊び≫ ・排泄・手洗い・うがい ≪朝の会≫ ・挨拶・手遊び・うた	≪順次登所≫ ・視診 ・持ち物の身支度 ≪自由遊び≫ （室内・戸外） ・排泄・手洗い・うがい
9:30	≪おやつ≫ ※オムツ交換 ・室内または 戸外遊び（外気浴） ・（月齢によって） 睡眠、授乳	≪おやつ≫ ※オムツ交換・排泄 ・室内または戸外遊び	≪おやつ≫ ・室内または戸外遊び （活動）	≪朝の会≫ ・計画に基づいた活動
11:00	・手洗い ≪給食（離乳食）≫	・手洗い・うがい（後半） ≪食事≫	・排泄・手洗い・うがい ・給食準備	
11:30			≪食事≫	・排泄・手洗い・うがい ・給食準備 ≪食事≫
12:30	・オムツ交換 視診・着替え	※オムツ交換・排泄 視診・着替え	・排泄 ・視診・着替え	
13:00	≪睡眠≫ ・検温・視診 ※オムツ交換 ・手洗い	≪午睡≫ ・検温・視診 ※オムツ交換・排泄 手洗い・うがい（後半）	≪午睡≫ ・着替え・排泄 ・検温・視診 ・手洗い・うがい	・歯磨き・排泄 ・視診・着替え ≪午睡≫ ・排泄・手洗い・うがい
15:00	≪おやつ≫ ≪帰りの会≫	≪おやつ≫ ≪帰りの会≫	≪おやつ≫ ≪帰りの会≫	≪おやつ≫ ・降所の支度
16:00	≪自由遊び≫ ・視診 ※オムツ交換 ≪順次降所≫	≪自由遊び≫ ・視診 ※オムツ交換・排泄 ≪順次降所≫	≪自由遊び≫ ・視診 ・排泄 ≪順次降所≫	≪帰りの会≫ ≪自由遊び≫ ・排泄 ≪順次降所≫
17:00～ 18:30	残留保育（ 遅番の部屋で異年齢児保育 ）			

※ 個別対応のため、月齢に応じて時間帯が異なります

年間行事予定

4月	★ 入所式（新入児・年度途中入所児） 進級式 サッカー教室（ ゆり・ばら組 ）
5月	さつま芋の苗植え（ ひまわり・ゆり・ばら組 ） 内科・歯科健診・尿検査 ★ 親子遠足（ ばら組 ）
6月	虫歯予防集会（ ひまわり・ゆり・ばら組 ） ★ 保育参観
7月	プール開き 七夕集会 ★ 夏まつり
8月	すいかわり ★ 個別懇談(ひまわり・ゆり・ばら組) プール納め
9月	★ 引き渡し訓練 お月見集会(ひまわり・ゆり・ばら組)
１０月	★ 運動会 さつま芋掘り 内科・歯科健診・尿検査 ★中道地区文化・健康ふれあいまつり（ ゆり・ばら組 ）
１１月	★ キッズフェスティバル（ ばら組 ） 焼き芋 七五三参拝
１２月	★ クリスマス会 もちつき<鏡餅作り>（ ばら組 ） お楽しみ会
1月	お正月遊び・凧あげ 小正月まゆ玉作り（ ひまわり・ゆり・ばら組 ） 山日ＹＢＳ席がき大会（ ばら組 ）
2月	節分豆まき ★ 保育参観 お別れ遠足（ ばら組 ） お別れ会
3月	おもいで作り遠足（ ひまわり・ゆり・ばら組 ） ★ 保育証書授与式（ ばら組 ）

★印は保護者参加予定の行事です。

＊ 毎月・・・誕生会　避難訓練　発育測定
＊ 年4回（ 7．9．11．1月 ）・・・交通安全教室（ ばら・ゆり組 ）
＊ 習字教室（ばら組）の日程については、講師の先生に相談してからとなります。

11　入所･進級にあたって

≪ 登所・降所について ≫

① 園生活のリズムにスムーズに乗れるように、登所は９：３０までにお願いします。

② タブレットにて登・降所時間の打刻をして下さい。登所時はお子さんを送った後に、降所時はお迎えの前にＱＲコード又は手動にて忘れずにお願いします。

③ 送迎は保護者の方が責任を持って行って下さい。代わりの人が迎えに来る時は、必ずその旨を保育所に連絡をお願いします。連絡がない場合は確認をとらせていただきます。

④ 保育所入り口の鍵は２ヶ所です。扉および鍵の開閉はお子さんではなく保護者の方が行い、必ず閉めて下さい。

⑤ 門扉の出入りや駐車場では、お子さんの動きに十分注意して手をつないで歩きましょう。

⑥ 駐車場ご利用の際は、交通ルールに従って徐行運転でお願いします。また危険を避けるため、園庭や駐車場で遊ばず速やかに送迎をお願いします。（子ども達にも遊ばないで帰るよう指導しています）

⑦ おもちゃを持って来たり、お菓子等を食べたりしながらの登所はしないで下さい。
食物アレルギーのあるお子さんもいますので、食べ物は持ってこないようお願いします。

≪ 連絡について ≫

① 欠席および登所が遅くなる場合は、９：３０までにコドモン又は保育所（ TEL：２６６－４０３７ ）に連絡を下さい。その際には、クラス･名前･欠席理由（ 風邪、家庭の都合等… ）をお伝え下さい。
連絡がない場合には、こちらから確認の電話をさせていただきます。

② 保育所から家庭への連絡は、お知らせの配布・掲示又はコドモンにて配信しますので、毎日確認をお願いします。また、毎月の出欠席集計（ ばら・ゆり・ひまわり組 ）、発育測定、健康診断、尿検査の結果を確認したら、確認印またはサインをして下さい。

③ 保護者の勤務先（ 転職・退職 ）や携帯電話の番号、家庭状況（ 住所・世帯人数の増減等 ）に変更があった場合は、速やかに担任までご連絡下さい。

④ 保育中にお子さんに傷病等の異常が生じた時は保護者に連絡しますので、連絡先は明確にしておいて下さい。なお、緊急を要すると判断した場合は、医師の診断のもと適切な処置を行います。

⑤ 緊急時、保護者への連絡がつかず困る場合があります。仕事が休みの場合なども連絡先を明確にし、担任に伝えていただきたいです。

⑥ 休日の緊急連絡先については、甲府市役所（ ２３７-１１６１ ）に電話をして≪ 園名、クラス、児童名、連絡先 ≫を伝え、所長からの折り返しをお待ち下さい。

≪服装について ≫

① ひまわり・ゆり・ばら組は、園服（ 夏場は除く ）とカラー帽子を毎日着用して下さい。
夏場は体育着の着用を基本としますが、それ以外でも中に薄手の長袖やスパッツ等を履いて着用してきても大丈夫です。

② 衣類は、動きやすくお子さんの体に合った着脱しやすい物をお願いします。また、衣類や持ち物には必ず名前を書いて下さい。

③ 冬の防寒着を含むフードやひも付きの衣類は、引っ張られたり引っかかったりする危険があるため、また、スカートやスカート付きズボン、ワンピース、チュニック、ワイドパンツは、運動遊び等の活動が制限されてしまうことがあるので着用させないで下さい。

④ つぼみ･すみれ組は､一人で着脱できないタイツやつりズボンは着用させないで下さい｡また､下着はつなぎではなく､上下分かれたものを着せて下さい（０歳児は除く）。

⑤ 髪の毛をしばる時のヘアゴムは､誤飲の恐れがある小さくて切れやすいシリコン製のものや､帽子が被りにくい大きな飾りのついているものは使用しないで下さい｡また､ヘアピンやパッチンどめも危険ですので､つけてこないようにして下さい｡

≪持ち物について ≫

① ひまわり・ゆり・ばら組は、予備のマスク（ 記名したもの ）を３枚、通園かばんに入れておいて下さい。

② 毎週金曜日に、ひまわり・ゆり・ばら組は上履き・防災頭巾カバー・午睡布団、すみれ組はカラー帽子・上履き・防災頭巾カバー・午睡布団、つぼみ組はカラー帽子・上履き・防災頭巾カバー・午睡布団を持ち帰ります。きれいにして月曜日に持たせて下さい。

③ ひまわり・ゆり・ばら組は､通園かばんや手さげ袋などの荷物は自分で持つよう日常的に声掛けをしていますので､保護者の皆様にも同様にお願い出来ればと思います。

④ 通園かばんや手さげ袋につけるキーホルダーは､絡んだり壊れたりするので１つにして下さい。

≪ 集金について ≫

① 諸費等の徴収するお金は釣銭のないよう必ず朝、職員に手渡しでお願いします。（ 土曜日は除く ）

≪ 健康管理について ≫

① 朝、登所前に必ずお子さんの健康状態を確かめ検温をして、つぼみ・すみれ組はおたより帳に、ひまわり・ゆり・ばら組は健康カードに記入して下さい。

② いつもと様子が違う時や体調が回復して登所する場合は、お子さんの様子を朝職員に口頭で必ずお知らせ下さい。

③ 発熱した翌日は一日様子を見ていただき、下痢や嘔吐で欠席した場合は、食欲が戻り普通便を確認してからの登所にご協力下さい。

④ 朝食は必ず食べ、登所前に排便の習慣をつけましょう。

⑤ 病院で処方された【 気管支拡張剤（ホクナリンテープ等） 】を貼って登所する場合は、以下のことに注意してください。

★手の届きにくい背中に貼り、着替えや汗で剥がれてしまうことがないようにその上からテープで覆うようにしてください。（剥がれてしまった時の貼り直しはできません）

★ 登所時には、必ず貼ってきたことを職員に伝えてください。

⑥ 虫刺され予防としての虫よけパッチ（貼るタイプ）や、足・腕につけるタイプの虫よけゴム等は、誤飲の心配があるので使用しないでください。登所前にご家庭で虫よけ剤を塗布してくるようお願いしています。

⑦ 感染症にかかった場合は、感染症登所基準により「 医師の意見書 」または「 保護者の登所届 」（新型コロナウイルス感染症のみ、甲府市独自の「 保護者の登所届 」）が必要になります。なお、インフルエンザについては、令和７年４月より「 保護者の登所届 」を提出していただくことになりました。

⑧ 保育所では、基本的には投薬は行わないことになっています。病院受診の際にはその旨を主治医に伝え、家庭にて服用可能な１日２回の処方にしていただけるようお願いして下さい。また、１日３回の処方であっても①朝 ②帰宅してからの夕方 ③就寝前などに服用可能か主治医に確認していただきますようお願いします。慢性疾患などでやむを得ず投薬が必要な場合は、必ず事前にご相談下さい。

⑨ 投薬が必要な場合は、登所時に「 薬連絡票 」に必要事項を記入し、１回分の薬を手渡しして下さい。「 薬剤情報提供書 」の提出も一緒にお願いします。

⑩ 保育所で感染症が発生した場合、掲示板等でお知らせいたします。集団感染を防ぐためにも医療機関への受診などご協力をお願いすることがあります。また、ご家族でインフルエンザや新型コロナウイルス感染症、胃腸炎などの感染症が発生した場合は、その旨を保育所へお知らせ下さい。送迎者が感染症にかかっている場合や感染の疑いがある場合は、保育所へ電話を下さい。門からの送迎を保育士が行います。

⑪　予防接種は、保護者の責任において体調が良い時に計画的に接種して下さい。予防接種を受けた当日は、安静と家庭での状態観察が必要になりますので、予約は午後や週末に取るようにして下さい。また、接種した時は担任にお知らせ下さい。

⑫　ご家庭で痙攣や肘内障等があった場合は、必ずお知らせ下さい。

12　保育所と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの２４時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳　・クラス掲示板　（ 今日の出来事 ）　・園だより　・クラスだより

・ほけんだより　・保護者アンケートなど

＊保護者とのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築き、地域に根ざした保育所づくりに努めます。

13　苦情相談窓口

意見、ご要望の解決のしくみ（ **事務所入り口に掲示** ）

保護者 ──→ 意見・要望等の受付（ 主任保育士 ） ──→ 相談・解決責任者（ 所長 ）

※ 話し合いにより意見・要望等を解決します。

※ 第三者委員（ 民生委員・児童委員 ）が、必要に応じて話し合いに立ち会います。

14　虐待防止のための対応

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

15　嘱託医

以下の医療機関（ 小児科・歯科 ）と嘱託医契約を締結しています。

病院名	医師名	住所	電話番号
北野内科医院	北野　徹	甲府市下曽根町781－1	266－3027
羽中田歯科医院	羽中田　功	甲府市上曽根町1892	266－4567

16　地域との交流及び育成支援について

関係機関と連携を図り、次世代育成支援の観点から小・中・高生などの体験学習や保育士養成機関の学生の保育実習を受け入れています。また、中道地区文化・健康ふれあいまつりに子ども達が参加して地域との交流を大事にしています。

17 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。保護者への連絡方法は、コドモンで対応しています。

非常時の対応	別途に定める、消防計画及び防災計画により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　・誘導灯　・消火器 ・ガス漏れ報知機　・窓ガラス飛散防止フィルム ・排煙装置窓　・防炎カーテン

※台風・大雨・大雪などの緊急時は、保育時間の短縮や休園となる場合があります。
コドモンを通じて連絡いたしますので、登降所へのご協力をお願いします。

◎ 大規模地震に対する保護者の手引き

1. 保育時間外、大規模地震の警戒宣言が発令されたら、解除されるまで登所させないで下さい。

2. 保育時間中、大規模地震の警戒宣言が発令された時及び震度5以上の地震が発生した場合、直ちに子どもを迎えに来て下さい。

3. 当保育所の 第 1 避難所は 中道保育所、 第 2 避難所は スポーツ広場 です。

4. 当保育所の避難所には、次のような旗を掲げます。

白地に赤い文字 ➡

甲 府 市 中　道　保　育　所

5. 子どもを受け取る時は、引渡しカードで確認を得てから連れて帰るようにして下さい。

6. 子どものお迎えの際、車の使用は交通情報に従い慎重に対処して下さい。

7. ラジオ・テレビ等のニュースをよく聞きましょう。

8. 警戒宣言の発令信号は

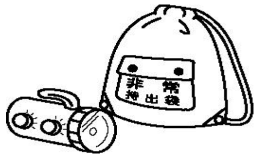

（警鐘）　・―・―・―・―・　　・―・―・―・―・
5点　　5点

（サイレン）　――――――　約15秒　――――――
約45秒　　約45秒

＊ 大地震に備え、普段から家族みんなで話し合い、それぞれの分担を決めましょう。
＊ 緊急時の連絡方法は、コドモン又は電話を使用しますのでお願いします。
＊ 電話番号等を変更した場合は、速やかに担任までお知らせください。

甲府市中道保育所 見取り図

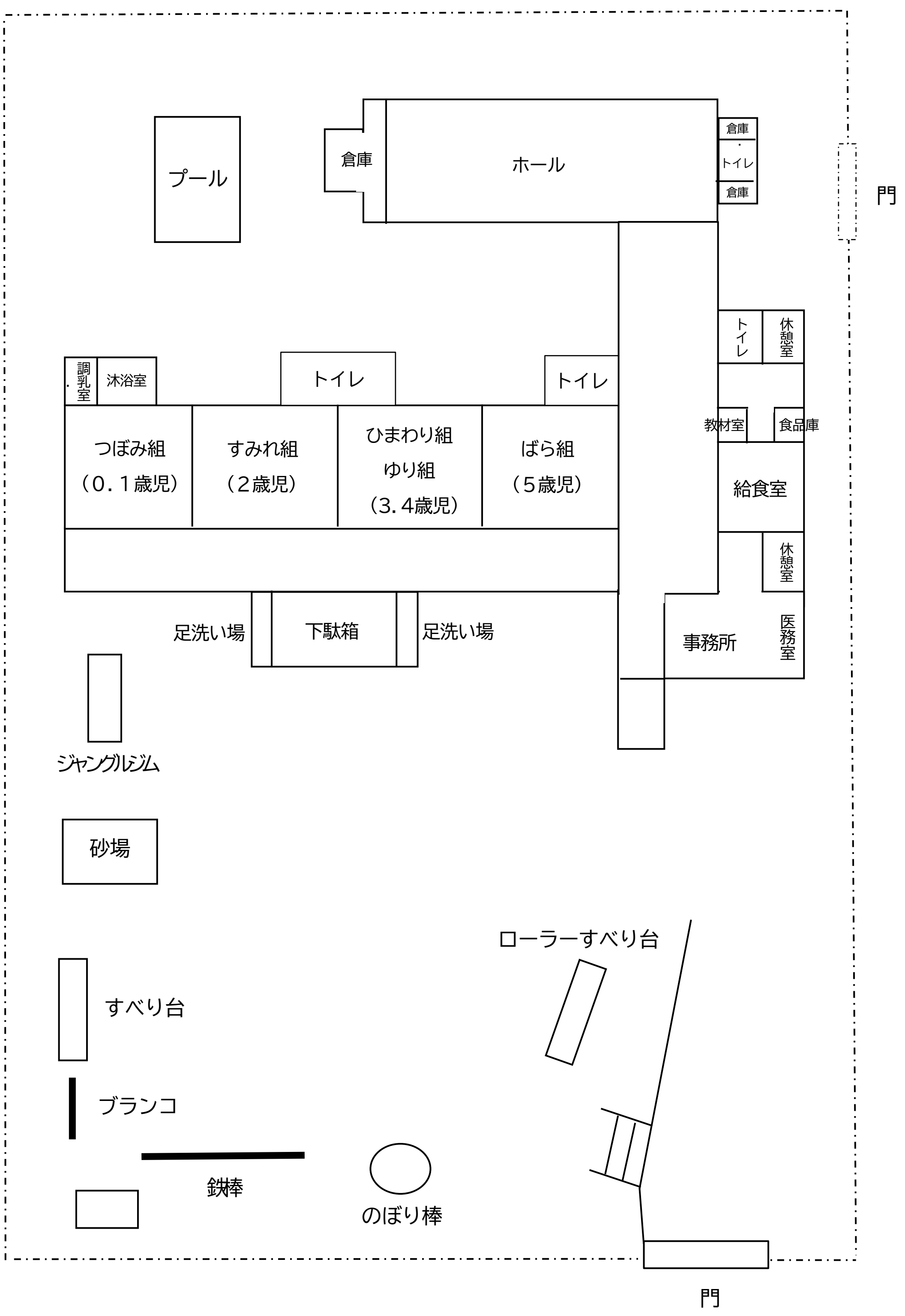

第１避難場所　中道保育所園庭

第２避難場所　スポーツ広場

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻しん（ はしか ）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から 7日後位	発しんが消失していること
水痘（ 水ぼうそう ）	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発しんが痂皮（ かさぶた ）化していること
流行性耳下腺炎 （ おたふくかぜ ）	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （ アデノウイルス ・プール熱 ）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 （はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないとみとめられていること。（ 抗菌薬による治療が 終了し48時間をあけて連続2回の検便に よって、いずれも菌の陰性が確認されていること
急性出血性結膜炎 （アポロ病）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（ー）としています。

※以上の表にない感染症である、「 エボラ出血熱 」「 クリミア・コンゴ出血熱 」「 痘瘡 」「 南米出血熱 」「 ペスト」「 マールベルグ熱 」「 ラッサ熱 」「 急性灰白髄炎 」「 ジフテリア 」「 重症急性呼吸器症候群（SARS、MARS）」に関しては、完全に治癒してからの登所となります。
登所の判断は保健所や入院医療機関の指示によるため、意見書には含まれません。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること（無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）

＜意見書(医師記入)＞

意見書(医師記入)

中道　保育所 施設長殿

入所児童名

生年月日　令和　　年　　月　　日

(病名)　(該当疾患に☑をお願いします)

	麻しん(はしか)
	風しん
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
令和　　年　　月　　日から登所可能と判断します。

令和　　年　　月　　日　　医療機関名

医師名

※意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

かかりつけ医の皆さまへ
保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。
保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

登所届【新型コロナウイルス感染症用】（保護者記入）

中道　　保育所 施設長　殿

入所児童名

生年月日　　令和　　年　　月　　日

（病名）　　【新型コロナウイルス感染症】

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（令和　　年　　月　　日受診）
において、新型コロナウイルス感染症と診断されましたが、「発症した後５日を経過」、かつ「症状が軽快した後１日を経過」し、健康が回復したことから、令和　　年　　月　　日より登所します。

日にち	発症日 ／	／	／	／	／	／	／	／
症状が軽快した日に〇								

令和　　年　　月　　日

保護者名

例

日にち	発症日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
	５/８	５/９	５/１０	５/１１	５/１２	５/１３	５/１４	５/１５
症状が軽快した日に〇	０日目			〇	１日		登所可能	
症状が軽快した日に〇	０日目					〇	１日	登所可能

（１日目〜５日目）発症日翌日から５日間は登所できません

（１日目〜６日目）症状が軽快した後１日を経過するまでは登所できません

※　症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しい等）が改善傾向があることをいいます。

○　医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻しん（ はしか ）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から 7日後位	発しんが消失していること
水痘（ 水ぼうそう ）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮（ かさぶた ）化していること
流行性耳下腺炎 （ おたふくかぜ ）	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （ アデノウイルス ・プール熱 ）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 （はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	―	医師により感染のおそれがないとみとめられていること。（ 抗菌薬による治療が 終了し48時間をあけて連続2回の検便に よって、いずれも菌の陰性が確認されていること
急性出血性結膜炎 （アポロ病）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としています。

※以上の表にない感染症である、「 エボラ出血熱 」「 クリミア・コンゴ出血熱 」「 痘瘡 」「 南米出血熱 」「 ペスト」「 マールベルグ熱 」「ラッサ熱 」「 急性灰白髄炎 」「 ジフテリア 」「 重症急性呼吸器症候群（SARS、MARS）」に関しては、完全に治癒してからの登所となります。
登所の判断は保健所や入院医療機関の指示によるため、意見書には含まれません。

○　医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること (無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)

見本

＜登所届（保護者記入）＞　　※ 登所する時に記入していただきます

登所届（保護者記入）

中道　　保育所 施設長 殿

入所児童名

生年月日　　令和　　年　　月　　日

（病名）　（該当疾患に☑をお願いします）

	インフルエンザ（ A ・ B ）
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱しん
	突発性発しん
	その他（　　　　　　　　　　）

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿（令和　　年　　月　　日受診）において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 令和　　年　　月　　日より登所いたします。

令和　　年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿

※保護者の皆さまへ
　保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登所届の記入及び提出をお願いします。

個人情報の使用について

個人情報保護法の規定に基づき、児童及びその保護者等に係わる個人情報について保護者の皆様方の同意を得た上で取り扱いを行います。つきましては、下記の内容に同意していただける方は、裏面の同意書に記入して、切り取り線以下の〈保育所用〉の提出をお願いいたします。

・小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、就学にあたり入学する予定の小学校に保育所児童保育要録を送付し、情報を共有すること。

・他の保育所等へ転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・コドモンアプリの登録に関する必要な情報の提供を行うこと。

・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

・絵画等の展示や写真撮影及び報道機関（テレビ・新聞等）に必要な情報の提供を行うこと。

以上

※裏面をご覧下さい

同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入所のしおり（重要事項説明書及び個人情報の使用について）を配布しました。

甲府市中道保育所　　　所長

私は、書面に基づいて甲府市中道保育所の利用にあたって、入所のしおり（重要事項及び個人情報の使用について）の内容を確認しましたので、同意します。

令和　８　年　　　月　　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印（ 署名でも可 ）

切り取り線

〈 保育所提出用 〉　　　　　　同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入所のしおり（重要事項説明書及び個人情報の使用について）を配布しました。

甲府市中道保育所　　　所長

私は、書面に基づいて甲府市中道保育所の利用にあたって、入所のしおり（重要事項及び個人情報の使用について）の内容を確認しましたので、同意します。

令和　８　年　　　月　　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印（署名でも可）